

構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答

令和5年7月

長田構成員

- ・ 視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでNHKのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

(回答)

- ・ テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

大谷構成員

- ・ 「任意業務を必須業務にすると何がかわるのがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。この点については、6月30日の第10回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。

(回答)

同上（以下再掲）

- ・ テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

六戸構成員

- ・ 6月30日の第10回会合において、民放連から、受信料制度との整合性について重要であるが財源の問題をどうするか理解できていないとの回答があったが、この点については、①受信契約締結者との関係では、必須業務化された同時配信等は、デジタル社会にふさわしいアップデートであり、視聴者の支払う受信料の価値・効率を高めるもの、②非締結者との関係では、フリーライドを排除し、受信者共同体に加入し放送制度を支えることに自らコミットした者に負担を求める受信料制度の趣旨から見ても、受信料相当額の支払いを求めることが適当といった整理も示したが、それでは不十分という考えか。（なお、資料10-5(2)の1番、8番も参照のこと）

(回答)

- ・ ②について、▽その受信料相当額の「支払い」の法的位置づけや名称をどうするのか（受信料なのか、有料サービスなのか、どちらでもない第3のカテゴリーなのか）、▽公共放送を支える「特殊な負担金」である受信料制度の本旨に整合するのかがどうかは、慎重に議論する必要があると考えます。